（削る）

（削る）

第三条・第四条　（略）

（退職被保険者等所属市町村の基礎控除後の総所得金額等及び固定資産税額の補正の特例）

第八条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村について、第三十二条の九及び第三十二条の九の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条の九第一項	第二十九条の七第二項第四号ただし書	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第四号ただし書
	同項第七号ただし書	令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第七号ただし書
	被保険者に	一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下同じ。）に
第三十二条の九第二項	の総額のうち所得割総額	の総額のうち一般被保険者に係る所得割総額
	第二十九条の七第二項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第一号
第三十二条の九の二第一項	第二十九条の七第三項第四号ただし書	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第四号ただし書
	同項第六号ただし書	令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第六号ただし書
	被保険者に	一般被保険者に
第三十二条の九の二第二項	の総額のうち所得割総額	の総額のうち一般被保険者に係る所得割総額
	第二十九条の七第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第一号

（被用者保険等保険者拠出金に係る検査等において職員が携帯すべき証明書）

第九条　法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百三十四条第三項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第八、法附則第十九条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百五十二条第二項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第九による。

第十条・第十一条　（略）